

都区のあり方検討委員会への報告内容(案)

- 1 事務配分の検討の流れ等について……………別紙1
※第3回幹事会(7月24日開催)において、了承

- 2 検討対象事務を選定するための基準……………別紙2
※第3回幹事会(7月24日開催)において、了承

- 3 移管すべき事務を選定するための基準
※第5回幹事会(9月19日開催)資料1の検討結果により整理

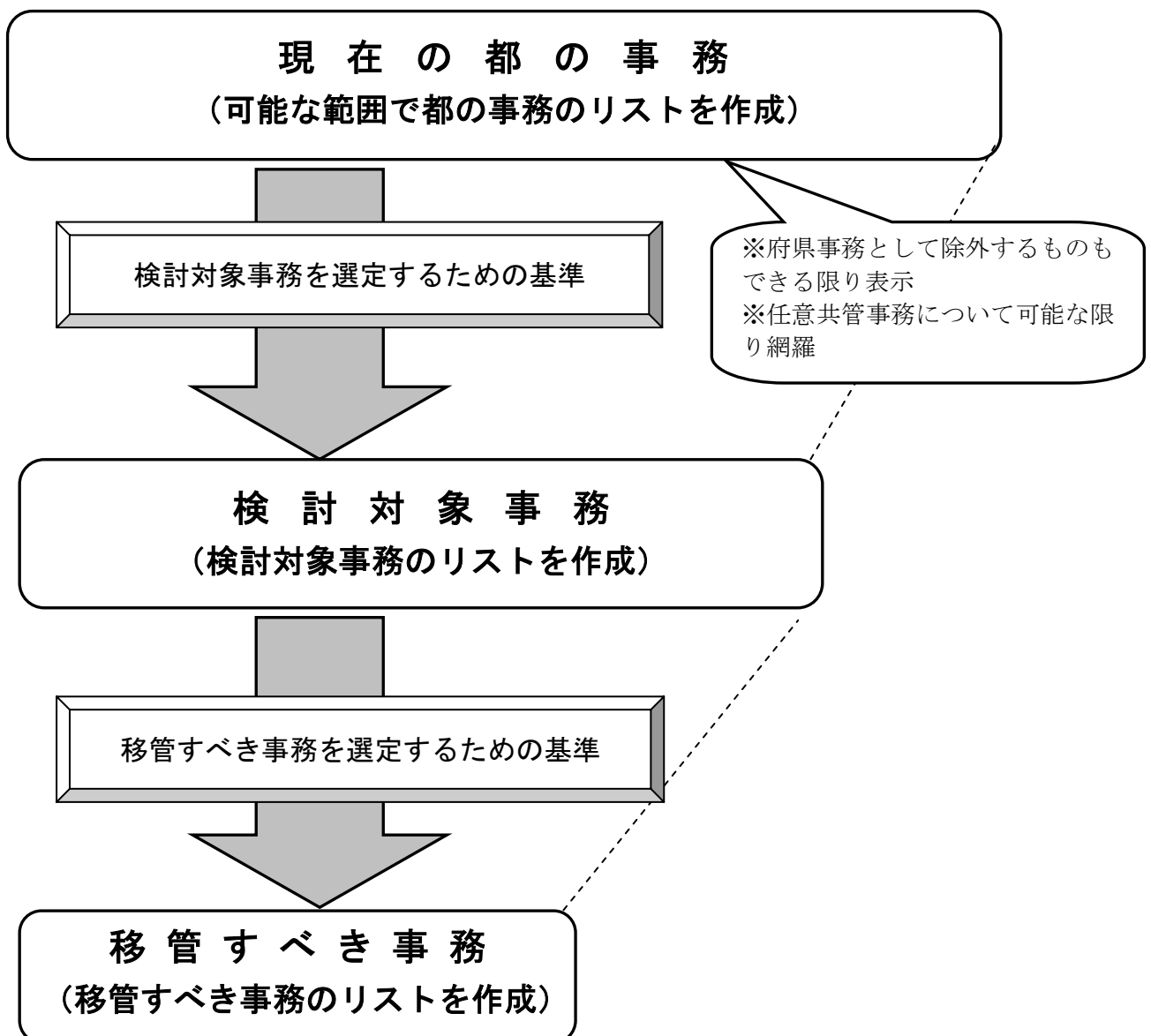
- 4 検討対象事務リスト
※第5回幹事会(9月19日開催)資料2及び区側資料の検討結果により整理

事務配分の検討の流れ等について

現在、当幹事会では、都から特別区への「移管対象事務の選定基準」及び「具体的な事務移管の是非を判断する基準」の検討を行っているが、この過程で議論を円滑に進めるため、それぞれの基準のイメージや事務配分の検討の流れについて、考え方を整理することが必要となった。

そこで、「移管対象事務の選定基準」及び「具体的な事務移管の是非を判断する基準」の考え方を次のように整理し、事務配分の検討を下図のように進めることとしたい。

- 「移管対象事務の選定基準」とは、移管の検討対象事務を選定するための基準とする。
- 「具体的な事務移管の是非を判断する基準」とは、検討対象事務に適用して移管すべきと考えられる事務を選定するための基準とする。



検討対象事務を選定するための基準

都が行っている事務を次のとおり分類し、この分類に応じて、検討対象事務を選定する。

なお、検討対象事務は、特別区への事務移管を積極的に進める観点から、府県事務を含め、幅広く選定するとともに、必要に応じ、検討過程で随時追加することができることとする。

I 都議会に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 都議会の運営補助に関する事務
- ・ 都議会との連絡調整に関する事務

II 都全体の組織運営等に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 企画、調査、広報広聴に関する事務
- ・ 文書、法務、組織、情報システムに関する事務
- ・ 人事、給与、労務、研修、福利厚生、共済に関する事務
- ・ 予算、決算、経理、営繕、出納、監査に関する事務

III 国や他の自治体との連絡調整に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 各省庁との連絡調整に関する事務
- ・ 知事会に関する事務
- ・ 八都县市首脳会議に関する事務
- ・ 政令市等との連絡調整に関する事務
- ・ 都内区市町村に関する連絡調整に関する事務

IV I～III以外の都の事務

1 特別区を含む区域で行っている事務

(1) 法令に基づく事務

① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

都市計画決定に関する事務、上下水道事務、消防事務

② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

大規模な建築物の建築確認事務、食品衛生事務、狂犬病予防事務

③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

大気環境改善指導事務、土壌・地下水汚染対策事務

④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

- ・ 地方自治法により特例市・中核市・指定都市が処理できるとされている事務
- ・ 個別法により特例市・中核市・指定都市等が処理できるとされている事務

⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務
(具体的には、事務処理特例制度により各政令指定都市が処理している事務を抽出)

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

不動産登記法に関する事務 (登記の嘱託)、国有財産法に関する事務 (境

界確定の協議、調査、境界の決定等)

⑥ 上記以外の府県事務

⇒ **可能な限り府県事務を洗い出した上で、都と特別区がそれぞれ指定した事務を検討対象事務とする。**

(府県事務の具体例)

警察事務、公益法人の設立許可に関する事務

(2) 任意共管事務

⇒ **可能な限り具体的な事務を洗い出した上で、検討対象事務とする。**

(具体例)

公営住宅、都市公園、公立高校の設置・管理に関する事務

2 特別区以外の区域のみで行っている事務

(1) 法令に基づく事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

自然公園の整備・管理に関する事務、保健所の管理・運営に関する事務

(2) 任意共管事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

東京都市町村総合交付金に関する事務、多摩ニュータウン事業に関する事務